

課題／目的

東日本大震災による原子力発電所事故により放射性物質が大量に放出。放射性物質を含んだ特定廃棄物（対策地域内廃棄物、指定廃棄物）が発生し復興の妨げとなる。福島県内外の特定廃棄物を迅速に処理することで復興を実現する。

福島県内には対策地域内廃棄物の仮置き場への搬入が2021年3月末で述べ約300万トンにのぼり、現在も処理が進行中。埋立て処分は約6割を終えた。また、特定復興再生拠点から生じる廃棄物については、埋立て処分場の拡張工事に着手した。指定廃棄物は、2022年3月末で9都県に約2,100件、合計約40万トン存在するが、福島県以外は処理先が確保できていない。

インパクト

地域住民の安心・安全につながり、東日本大震災からの復興が達成される。

帰還・居住人口が関係自治体の策定する計画の目標値に至っている。

インプット

令和5年度要求額 65,525百万円（令和4年度予算額：58,776百万円）

アクティビティ

- 対策地域内廃棄物の処理
 - ・家屋解体の実施、仮置場への搬入、再生利用の促進。
- 指定廃棄物等の処理
 - ・福島県内指定廃棄物の処理。福島県外指定廃棄物の処理に向けた各県の実情に応じた取組。
- 特定廃棄物の埋立て処分
- 農林業系廃棄物等の処理
- 廃棄物処理施設モニタリング

生活環境保全のため、汚染廃棄物対策地域内で生じた災害廃棄物や福島県内外の8000Bq/kgを超える指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国が処理を行う必要がある。

アウトプット

- 対策地域内廃棄物の家屋解体の終了。
- 仮設焼却炉の解体撤去。
- 拠点区域での家屋解体で生じた廃棄物の埋立て処分場であるクリーンセンターふたばの整備着手。
- 福島県外での指定廃棄物処理に向けた取組の進展等。

R3年度は、以下

- ・飯館村、葛尾村の仮設炉2基が解体完了。
- ・家屋解体は、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町で実施。
- ・栃木県内関係市町で農家保管指定廃棄物の集約。

アウトカム

- 短期：避難指示解除済み区域での事業の終了・周辺的生活環境向上。
福島県外については保管農家の負担軽減等。
- 中期：解体跡地を用いた建築物整備等まちづくりの進展。
福島県外の指定廃棄物については住民理解の醸成と減量化の進展。
- 長期：福島県内外における指定廃棄物の処理完了。

福島県内は、特定廃棄物の処理の進捗。
福島県内外は、指定廃棄物の住民理解と処理の進捗。

本事業の範囲内